

令和3年度社会福祉法人晃和会事業計画

〈はじめに〉

国は、現役世代の減少が進む2040年頃を見据え誰もがより長く元気に活躍でき安心して暮らすことができるよう人生100年時代に対応した全世代型社会保障の構築に取り組むとして、高齢者だけでなく、子供たち、子育て世代、さらには現役世代まで広く安心を支えていくため年金、労働、医療、介護、少子化対策など社会保障全般にわたる持続的な改革を検討してきている。

厚生労働省は、必要な制度の整備や強化する取り組みについて ①介護予防・健康づくり推進 ②保険機能の強化 ③地域包括ケアシステムの推進 ④認知症施策の総合的な推進 ⑤持続可能な制度・介護現場の革新を柱として政策の策定に取り組んでいる。

その中で、原則3年に一度改正される介護サービスを提供する事業者を支払われる介護報酬改定が行われる。

今回の改定は、0.7%のプラス改定となった。改定率0.7%のうち0.05%相当分は、新型コロナ対応でのかかり増し経費に充てる分として令和3年9月までの特例措置であり、10月以降は感染状況を踏まえて検討するとしている。

21年度介護報酬改定の方針については、厚労省の社会保障審議会介護給付費分科会において審議され昨年12月に審議報告が取りまとめられた。この報告内容を基に各サービスの具体的な単位数や基準などに関して諮問、答申が行われ介護報酬が決定され、4月から実施される。

今回の審議会の報告では、介護報酬の基本的な考え方として、①感染症や災害への対応強化②地域包括ケアシステムの推進③自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進④介護人材の確保・介護現場の革新⑤制度の安定性・持続可能性の確保の5点が挙げられている。

審議報告の中で、特徴的な点は、第1に、感染症や災害への対策を強化が挙げられる。全ての介護サービス事業者に、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施の義務付け。さらに、感染症や災害が発生した場合に備えて業務継続計画の策定の義務付け、又、通所系・短期入所系・施設系サービス等災害対策訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に務めなければならないとした。第2に、認知症や見取りへの対応強化がある。介護職員に対する認知症介護基礎研修の受講の義務付け、特養などにおける見取り加算の充実。第3に、人材確保が難しい状況を踏まえ、事業の効率化や職員配置基準の見直し。第4に、リハビリや口腔、栄養関係の重視があげられた。

課題としては、介護ロボット、ICT（情報通信技術）のさらなる活用を図る介護報酬の設定などが挙げられる。

当法人は、社会保障の動向や介護報酬の改定、介護現場の実態を受けとめ、今年度は、
①多様な人材の確保・育成と柔軟な働き方への対応 ②介護保険運営基準改正案への対応
③地域福祉の推進 ④特養「太平荘」の改築検討を基軸に重点項目を一層強化し事業の展開を図ることとする。

〈基本方針〉

1. 人権の尊重

利用者の人権を尊重し、個人の尊厳に配慮した安心・安全な福祉サービスの提供に努めます。

2. サービスの質の向上

利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するように努めます。

3. 地域福祉の推進

地域とともに発展する組織を目指します。

4. 法令遵守を基本とした法人経営

法令遵守の精神を尊重し、透明性の高い法人経営に努めます。

5. 職員の定着と育成

基本理念実現に向け、トータルな人材マネジメントシステムを構築し、職員の資質向上に努めます。

6. 職員処遇の向上

良質な福祉人材を確保するため、職員の安全と健康を確保し職員処遇全般の向上に努めます。

〈重点事項〉

1. 多様な人材の確保・育成と柔軟な働き方への対応

職員の不足が深刻な問題となっている中で、自立支援や重度化予防に資する質の高い介護サービスが求められている。

働きやすい環境を整備し、優秀な人材を確保していくことは質の高い福祉サービスを提供するうえで重要であり、本会としてもさらなる「人材の確保と育成」が必要である。シニア世代、パート職員、子育て・介護等と仕事を両立する職員など多様な人材が活躍し、長く働き続けられる環境整備に努める。また、特養、ショートの業務見直しについては、リーダー制、係制、委員会等の見直しを実施する他、入浴を始めとした共通介護など共同で行うことで業務の改善を行っていく。全体として、生活の場であることを考えながら介護・医療・機能訓練・栄養管理・口腔ケア等多職種間の連携を深めていく。

新規採用や、報酬改正等による業績の確保が厳しくなっている今日では、職員の定着と育成が必要不可欠であり、そのためには人材マネジメント全体の戦略として包括

的な取り組みが重要になっている。キャリアパス、評価、給与を一体的に運用し職員の期待に応えていく。

働き方改革による年次有給休暇の確実な取得のための働きかけや、協力体制についても、現場で行われている業務の種類や量、やり方の見直し、業務の担い手の見直しを図りながら整えていく。

さらに、要介護者の増加やニーズがより多様化していく中で、先にあげた業務の見直しや、限られた資源（人材等）を用いて利用者に質の高いケアを届けるための方策を考え、適正な人員配置、必要な時間に必要な人員配置を検討し、パートやシニアの方の採用も積極的にすすめる。

また、現在は定年年齢を60歳とし再雇用、雇用延長しているが、今の人手不足を受け、貴重な高齢層の職員の戦力を維持させていくには、定年を延長することも必要な時期に来たと考える。処遇については対応可能な範囲を見極めることが必要になるので現状の把握、分析など行い検討していく。

2. 介護保険運営基準改正案への対応

介護保険サービスの人員、設備、運営に関する基準の改正省令が公布され、介護報酬改定に合わせて4月1日に施行される。この基準は、介護保険サービスを提供する事業所・施設が満たさなくてはならない要件を定めている。今回は、新たな取り組みを求める内容が多く盛られた。全サービスに義務化されたのは、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策の強化、頻発する災害などを想定した業務継続の取り組み、高齢者虐待の防止推進でいずれも3年間の経過措置の期間が設けられた。また、利用者への重要事項やケアプランの説明・同意についてデジタル対応を図るなど業務の効率化の促進、科学的介護を進めるための基礎となる「L I F E」（高齢者の状態やケアの内容などのデータを収集するシステム）の活用も3年間の経過措置が取られ取り組みを促されるなど多岐にわたる対応が求められている。これらの要件達成に取り組む。

3. 地域福祉の推進

社会福祉法人として誰もが住み慣れた場所で安心して暮らし続けられる地域づくりのため地域公益活動に積極的に取り組む。地域の課題、制度の狭間のニーズに取組み、高齢者や障害者、子供など、地域のセーフティネットとしての機能を高めていく。また、大規模災害に際し、法人としての役割を明確にして、地域に貢献できるよう整備していく。

地域包括支援センターとしては、多様な個別課題と地域課題に対して「地域ケア会議」の一層の強化を図り取り組む。さらに生活支援コーディネーターと認知症地域支援推進員の取り組みで発掘した地域の社会資源を巻き込みながら包括ケアシス

テムの構築を図っていく。

地域生活定着支援事業では、「矯正施設出所後2年以内の再犯による入所を16%以下に」を目標にした国の「再犯防止推進計画」のもと「就労・住宅の確保」「保健・医療・福祉サービスの利用促進」等を進め、入口支援（起訴前段階、起訴猶予、執行猶予等となった者に対する支援）については、県との協議を踏まえて試行的に推進する。

4. 特養「大平荘」の改築への取り組み

特別養護老人ホーム「大平荘」の改築、移転について、建物の老朽化が進み、これまでいろいろな形で協議され、専門家を入れた検討もしてきている。今後の持続的な事業運営と利用者の安全と安心を担保する視点で改築に向けた検討をさらに進めていく。

本部・総務課

1 会務の運営

- (1) 理事会の開催 年4回
- (2) 評議員会の開催 年3回
- (3) 監事会の開催
- (4) 評議員選任解任委員会の開催

2 組織の運営

- (1) 課長会議の開催（毎月）
- (2) 主任・副主任者会議の開催（適時）
- (3) 各種委員会の開催と見直し、機能強化
 - ① 給与体系検討委員会（適時）
キャリアパスと給与体系の一体的な運用の整備
 - ② 苦情解決第三者委員会（年2回）
第三者委員会を開催し苦情等の分析を行い職員のリスクマネジメントの向上に努める。
 - ③ 研修企画委員会（年4回）
階層別内部研修の企画・立案と実施
 - ④ 地域公益活動推進委員会（年2回）
地域における公益的な取り組みの検討・実施を通し地域貢献活動に資する。
 - ⑤ 感染症対策委員会（年4回）

【重点事項】

1. 法人の中長期事業運営の検討

- 地域公益活動への取り組み～秋田県地域公益活動事業への参画
- 大平荘全面改築に向けての取り組み～改築スタッフ会議の開催

2. 人材の確保と育成

- 給与体系の見直し～キャリアパス・人事考課制度と連動した整備
- 働きやすい職場づくりの推進
職場の課題を把握し、ICTの導入等を含む改善計画を検討し、働きやすい職場環境の整備に取り組む。
- 定年制の延長の検討
深刻な人手不足の中、定年延長を視野に含めた総合的な条件整備を図り、職員がモチベーションを維持できるよう取り組む。

○職員確保のため、地域性を活かした求人内容等を検討し募集戦略を図る。

3. 介護報酬改定に伴う新たな取り組み

今回の介護報酬改定にあたり運営基準の改正があり、新たな取り組みを求める内容が多く盛り込まれた。3年の経過期間が設けられている事項もあるが日頃からの備えと業務継続に向け取り組んでいく。

○感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築する。

①感染症対策の強化

現行の感染症対策委員会の開催の他、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施に取り組む。(3年の経過措置)また、国から新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金を受け本年度旧大平荘デイサービスセンター「静山閣」を感染者がでた場合の居室として活用できるように改築した。ここ活用して実際に想定した訓練にも取り組む。

②業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生しても必要なサービスが継続できるようにするため業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施に取り組む。(3年の経過措置)

③災害への地域と連携した対応の強化

避難訓練に住民が参加するよう地域との連携に努める

○リスクマネジメントの強化

介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応(リスクマネジメント)を推進する観点から安全対策担当者を定め(6カ月の経過措置)、施設内に委員会を設置するなど、組織的に安全対策を実施する体制を整備する。

○高齢者虐待防止の推進

すべての介護サービス事業者を対象に利用者の人権の擁護、虐待防止の観点から虐待の発生・再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定め(3年の経過措置)、法制度、介護技術・認知症への理解、職員のストレス対策等を図る

○認知症への対応力向上に向けた取り組み

介護に携わる職員の資質の向上を図り、認知症の方々への対応力を向上させるため、認知症介護基礎研修受講(3年の経過措置)の他、認知症介護指導者養成研修、リーダー研修、実践者研修等に積極的に受講できる環境の整備を行う。

○ハラスメント対応の強化

大平荘サービスセンター課

大平荘サービスセンターが、『ひとつ』になることを目指す。

職員体制（人材不足）や制度が変化している中で、特養、ショート、医務が、一体として業務を行うことで、業務効率化を図ると共に、入所者、利用者の日常生活において個別性を生かした生活がより充実するよう努める。

●特別養護老人ホーム大平荘

【目的】

入所者の意思及び人格を尊重し、その有する能力や状態に応じて、希望される日常生活を営む事ができるよう、自己決定を促し、それを実践していく。また、専門的知識と技術を活かし、入所者一人ひとりの心身状況に応じた日常生活を営むことが出来るよう個別ケアに努め、安全かつ快適な環境作りに努める。新型コロナウイルス感染症で家族との関わりが少なくなっていることから、出来るだけ多く関わりを持つことが出来るように努める。

【実績目標】

定員60名に対して、稼働率98%(年間延べ21,462床)を目指す。

【重点事項】

- 入所者の状況やニーズを的確に把握し一人ひとりの望む生活を実現できるよう、基本介護を徹底しながら、全職員で情報を共有しサービスを提供できるよう他職種連携強化に努める。
- 新型コロナウイルスの感染対策で、感染状況を見極めながら家族との連携強化や社会との関わりの促進、及び地域の社会資源の一躍として施設機能の還元を図る。
- 専門職として自らの役割を理解し目標を持って業務に取り組むと共に、基本介護、知識や技術の習得及び職員が成長できる各種研修の開催や参加を促進し、職員の資質向上とチームワークの向上を目指す。

●大平荘ショーステイセンター

【目的】

利用者が住み慣れた自宅や地域社会での主体的・意欲的な生活の継続を図れるよう個別ケアを提供すると共に、介護者である家族等の身体的・精神的負担の軽減を図る。

【実績目標】

定員40名に対して、稼働率85%(年間延べ12,410名)を目指す。

【重点事項】

- 利用者ニーズやその方の有する能力や特性を的確に把握した根拠のある個別ケアを実践し、多職種連携のもと在宅生活との連続性が図れるよう支援する。
- 利用者・家族をはじめ介護支援専門員や医療機関等との信頼される関係づくりを構築させ、新規・定期利用者の確保に繋がる選ばれるショートステイを目指す。
- 職員の内部・外部研修機会を積極的に推奨し自己研鑽に取り組めるようにする。学習した内容は事業所全体で共有し、より質の高いサービス提供を行う。

●大平荘居宅介護支援事業所

【目的】

要介護状態になっても尊厳を保持し、住み慣れた地域社会でその人らしい生活が営めるよう支援する。重度者・終末期の方も含め利用者および家族ニーズを的確に把握し、適切なケアマネジメントを展開する。

また、介護予防・自立支援の基本的視点に立って、地域の多様な社会資源を活用しながら地域包括支援センター等関係機関との連携のもと適切な援助活動を展開する。

【実績目標】

ケアプラン作成件数 108件／月（予防プラン・総合事業含む）

【重点事項】

- 利用者個々の的確なニーズ把握により、自己実現の視点に立ったケアプランを作成し、地域の社会資源を有効に活用しながら、質の高いケアマネジメントを提供する。
- 医療・福祉・保健の関係機関はもとより、地域のボランティアや地域住民等との理解や連携を深め、人と地域がつながり合えるネットワークの構築を図る。
- 地域の同職種間の連携強化を図り、法人内居宅・包括はもちろん他法人の居宅介護支援事業所・地域包括支援センターと内部研修・学習会の企画や情報交換を図り、相談援助職としての資質向上に努める

ひだまりサービスセンター課

●ひだまり居宅介護支援事業所

【目的】

要介護状態になっても、住み慣れた地域社会でその人らしく安心して生活が継続できるよう、利用者はもちろん、介護者や家族のニーズを的確に把握し、適切な居宅介護サービス計画を作成し、援助目標の実現を図る。

また、自立支援の視点に立って社会資源を有効に活用し、専門性をもって関係機関と

の連携のもと適切な援助活動を展開する。

【実績目標】

ケアプラン作成件数 190件/月(予防プラン、総合事業含む)

【重点事項】

1. 自立支援・重度化防止を念頭に置き、関係機関や他職種と連携し、多様な社会資源を活用することで生活の質の向上を目指した支援を行う。
2. 複合化・複雑化する生活課題（ニーズ）を持つ利用者へ適切なケアマネジメントを提供できるよう、自己研鑽に努めるとともに、事業所内での情報共有やケアマネ複数で関わる等チームケア体制の強化を図る。

●ひだまりデイサービスセンター

【目的】

立地条件と環境を最大限に活かし、多くの幅広い年齢層の方から選ばれるセンターづくりを目指し、その人らしい安心した日常生活を送る事ができるよう、自立支援、心身機能の維持・向上を意識した個別通所介護計画書の作成、それに基づいたサービス提供と必要な日常生活上の援助を行う。

【実績目標】

通常規模型通所介護：定員30名に対し、稼働率88% 1日平均26.4名以上

【重点事項】

1. 利用者の在宅での生活が維持、継続できるよう、自立支援を意識した生活機能維持・向上に向けた取り組みを行う。また、利用者の満足度を高めるために、多様なサービス提供と趣味活動の充実を図り選ばれるセンター作りに努める。
2. 基本理念に基づき、専門職として意識し、他職種と連携を取りながら利用者への適切な援助を行い、チーム力を高める。また、要望・苦情を受け止め、よりよい対応、改善を行い、再発や事故防止に努める。

●障害者福祉サービス [障害者支援施設ひだまり]

多機能型事業：生活介護事業・自立訓練（機能訓練）事業

【目的】

障害者総合支援法に基づく多機能型事業(生活介護事業・自立訓練事業)を実施する。事業の実施にあたっては、サービス提供が高齢者デイサービスと一体となっていることや高層階にある環境を活かし、また、総合支援法の理念に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、利用者が地域社会で安心して生活ができるような個別サービスを提供する。

【実績目標】

生活介護事業 定員14名 稼働率67.8%、1日平均9.5名以上
(自立訓練事業 定員6名)

【重点事項】

1. 受入体制を充実させ利用人員の確保をすすめるとともに、各関係機関・他職種との連携に努め、利用者へ適切な援助を行う。
2. 利用者・家族との信頼関係を深め、個別性に配慮し生活機能の維持を目指し、計画的・専門的なサービス提供を実施する。

地域活動支援センター課

●東通地域包括支援センターひだまり(秋田市委託事業)

【目的】

高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築・推進に向けて中心的な役割を果たすよう次の重点的な取り組みを行う。

【重点事項】

1. 地域の実態把握・地域診断
 - 地域ケア会議や住民・関係機関とのアンケート等で明らかになった地域課題への取り組みを具体化、推進することで地域の実態把握・地域診断を更新する。
 - 地域課題の取り組みを生活支援体制整備事業と認知症地域支援推進活動と連動させて取り組む。
 - 地域の実態把握・地域診断と実際の取組みで法人の地域公益活動事業の検討や実施に活かす。
2. 地域ケア会議の充実
 - 地域ケア会議(個別)を随時開催することで課題解決に努め、抽出された地域課題については地域ケア会議開催で包括全体の事業の推進に反映させる。
 - 自立支援と重度化防止のケアマネジメント向上を目的とした地域ケアネットワーク会議(三師会等医療・介護等の専門職参画)を年2回開催する。開催にあたっては、これまで以上に事例テーマに応じて多職種参加を図る。
3. 介護予防の充実
 - 介護予防教室(コグニサイズ)終了者等に対する自主化を促し、地域ニーズの高い屋外活動を支援する。
 - 自立支援型の介護予防プランについて再研修し、評価点検する。
4. 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
 - 地域住民や団体、特に企業に対する出前講座等を企画して正しい知識の普及・啓発を行う。

○認知症地域支援推進員と連携して新たな協力事業所の開拓を進めながら認知症高齢者見守りネットワークづくりを強化する。

5. 権利擁護に関する支援

○虐待や消費者被害など個別ケースに迅速に対応するとともに、地域を対象にして早期発見と発生予防、成年後見制度等の利用促進に向けて普及啓発を図る。

●地域生活定着支援センター(秋田県委託事業)

【目的】

高齢または障害により矯正施設を退所した対象者が、地域の中で自立した生活を営むことができるよう関係機関、団体と連携を強化し、円滑に福祉サービス等を利用できるよう支援を行う。

【重点事項】

1. 地域や関係機関等との支援ネットワークの構築

○地域生活定着促進事業について、地域や関係機関、受入れ施設等から理解を得られるよう、支援体制づくりに努める。

○福祉事業者巡回開拓を実施し、地域の福祉資源を広く的確に掌握するなど、支援協力者の確保、受入先の開拓に努める。(県北・県央・県南で各3か所)

○地域福祉支援検討会を実施し、県内市町村関係部署、関係機関、支援事業所等を交えて、地域社会への支援対象者への理解を促進するなど、円滑な調整・支援及び地域定着に努める。(県北・県央・県南で各1か所)

○入口支援(起訴前段階、起訴猶予、執行猶予等となった者に対する支援)の取組みについては、前年度試行的に実施しているが、制度化を検討している国の動向をふまえて、県と協議しながら推進する。

2. 地域生活定着促進事業の普及啓発

○定着促進事業推進協議会の開催を通じ、事業の周知を図る。

川口サービスセンター課

●川口居宅介護支援事業所

【目的】

要介護状態になっても、安心して住み慣れた地域社会の中でその人らしく生活できるよう、対象者や家族のニーズを的確に把握し、適切なサービス調整を展開する。

また、自立支援の基本的視点に立ち、心身機能の低下を防止できるように、地域の社会資源を活用しながら関係諸機関との連携のもと援助活動を展開する。

【実績目標】

ケアプラン作成件数 110件/月(予防プラン、総合事業含む)

【重点事項】

1. 地域包括支援センターや各関係機関、地域の多様な社会資源および地域住民と協同して顔の見える関係づくりに努めながら、利用者が安心して生活が継続できるようチームケアで支援する。
2. きめ細かい伝達、ケースカンファレンスを実施することで、利用者状況や支援に関する情報を共有し、困難ケースにも積極的に対応できる事業所として機能の強化に努める。
3. 特定事業所加算算定事業所として地域の居宅介護支援事業所と合同事例検討会を開催し、互いの研鑽とケアマネジメント力の向上を図り、実務に反映していく。

●川口デイサービスセンター

【目的】

利用者が可能な限り地域社会において、家族や地域の人々、各機関の支援を受け、安心して自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援、介護予防、機能の維持・向上の視点に立ち、個別ニーズに基づいたサービスを提供していく。利用者の生活意欲の向上と家族等介護者の負担軽減を図り、在宅生活を支え、地域包括ケアの一端を担う事業所を目指す。

【実績目標】

通常規模型通所介護：定員25名に対し、稼働率92% 1日平均23名以上

【重点事項】

1. 在宅生活を維持するために、利用者一人ひとりの「できること」の維持と「できそうなこと」の見極めによる支援により、生活意欲の向上と在宅生活の継続を職員の意思統一のもとチームケアで実践し、家族や関係機関とも連携しながら自立支援を展開する。
2. 利用者や地域のニーズを把握・分析し、職員体制の見直しや必要に応じた業務改善等により、実情に合わせた提供体制を整え、質の高いサービス提供を目指していく。地域へも目を向け、社会資源等を活用しながら生活意欲の向上や機能維持へ繋げていく。
3. 自己研鑽、資質向上に努め、専門性を高め、チーム力の向上によりサービスの充実を図る。また要望・苦情については適切に対処し再発防止や事故防止に努める。

本道の街サービスセンター課

●本道の街ショートステイセンター

【目的】

居宅で要介護高齢者の介護をされている家族の身体的・精神的負担の軽減を図ると共に、利用者が在宅での生活環境に近い状態で快適に過ごすことができるよう個別対応の充実強化、そして、自立支援の考え方のもとその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことが出来るよう、サービスの質的向上を図ると共に、利用者とその家族の力となれるよう努める。

【実績目標】

定員30名に対し、稼働率 91%（年間延べ9,965名）の利用を目指す。

【重点事項】

1. 日常生活支援の充実

- 利用者のニーズを的確に把握し、居宅生活との連続性を考慮しながら、適切な短期入所介護サービス計画書・機能訓練計画書に基づいたサービスを提供することで、利用者一人一人の望む生活を過ごせるよう努める。
- 自立支援の考えを取り入れ、残存機能の維持を目指したサービスの提供に留意し、生活機能低下防止を支援する。
- 利用者一人一人の心身の状況をよく観察し、体調の変化に応じた適切なケアを提供する。また、急変時には、関係機関に連絡をとり、迅速に対処できるよう体制を整える。
- 利用者と家族の関連性を理解し、日頃よりきめ細かい状況報告や丁寧な相談支援に応ずることで、介護負担の軽減や信頼関係の構築に努める。
- 本道の街サービスセンター内の他部署とも連携を図りながら、地域住民・各種ボランティア団体等地域社会の資源との関係強化を目指す。

2. 安定した利用者確保

- 居宅介護支援事業所、医療機関相談室等関係諸機関への空床情報の提供を行うと共に、問い合わせには速やかに対応する。また、日頃よりチームで支援することを意識し、サービス担当者会議への積極的な出席やきめ細めな情報提供を心掛け、信頼関係の構築に努める。

3. 専門職としての自覚と連携

- 資質向上および専門性を高めるよう自己研鑽を努めながら、外部研修の参加や資格取得を積極的に奨励し、学んだ知識やスキルを共有することで、チーム力の向上を図る。
- 部会・グループ会議等でケース検討・評価・ケアや支援計画の見直しについて話し合い、身心両面にわたり重度化しつつある利用者の変化に応じ適切な対応がとれるようにする。

●本道の街デイサービスセンター

【目的】

利用者が可能な限り地域社会において、家族や地域の人々、各機関の協力を得て、安心して自立した日常生活を営むことができるよう、自立支援、介護予防、機能の維持・向上の視点に立って、個別通所介護計画書に基づいたサービスを提供する。よって利用者の生活意欲の向上と家族等介護者の負担、安心して利用できる施設を目指す。

【実績目標】

定員20名に対し、稼働率70% 1日平均14名（介護・総合）の利用を目指す。

【重点事項】

1. 利用者のニーズを的確に把握し、現状維持・改善を意識したサービスの提供をして個別ケアの充実を図る。
 - 自立支援を取り入れ、要介護度の維持・改善、を意識したサービス提供を行い、生活機能低下防止を支援する。
 - 多様なサービス提供と趣味活動の充実を図る。
 - 園芸活動の継続強化を図る。
2. 自己研鑽、質的向上に努め、専門性を高めることでチーム力の向上及びサービスの内容の充実を図る。
3. 苦情を含めた対応やリスクマネジメントを展開し、事故防止に努める。

●本道の街ゆったり館

【目的】

利用者やその家族をはじめ、その方を取り巻く人々が安心した生活が送れるよう、認知症の進行予防と周辺症状の改善ならびに家族の認知症ケアのサポートを主とした専門的サービスを提供する。

【実績目標】

定員10名に対し稼働率67% 1日平均6.7名

【重点事項】

1. ケアの充実
 - 利用者が“その人”（自分）らしい生活を継続できるようパーソンセンタードケアを基本とし、個々のニーズに応じたサービスを提供していく。
 - 認知症に特化したケアや個別プログラムを継続的に実施し、プログラムを通じて認知症進行予防や周辺症状の緩和につなげる。
 - 自立支援の観点に基づき、利用者1人ひとりの機能維持と向上に努め、支援する。
 - 相談や情報交換を通じて利用者と家族をサポートし、介護負担の軽減、QOL向上を目指す。

2. 利用者の確保

- 事業所PR活動を実施。
- TMT、アロマセラピー、お化粧品療法、笑いヨガの継続実施。
- 利用者家族に向けた“ゆったりネット”の取り組みを継続しながら、特徴作りをすすめる。

3. 運営推進会議の活用と充実

- 会議での評価や意見をもとに、事業の質を高める。
- 必要に応じた地域連携の取り組みなど、本道の街サービスセンターとして総合的な対応をすすめる。

4. リスクマネジメントの取り組み

- 苦情等解決様式の活用や感染症予防対策マニュアルに基づき、事故防止と予防策を徹底する。

5. 専門職としての自覚と研鑽

- 認知症関連知識の習熟に努め、認知症専門サービスにふさわしい職員の資質向上を目指す。
- 認知症並びに、ケアに関係する知識と技術の習得に努める。

●本道の街ホームヘルパーステーション

【目的】

職員体制の充実に努め、ヘルパーを必要とする高齢者・障がい者またその家族に対し、できる限り在宅で安心した生活が持続できるよう日常生活を援助する。利用者及びその家族との信頼関係を築き、円滑な訪問介護を行い自立支援を促す。結果、「出来る事の維持と拡大」「介護予防」に繋げていく。

また、利用者のニーズや身体・生活状況を把握し、他職種との連携により迅速かつ適切に対応して役割を果たしていく。

【実績目標】

月間訪問延件数 880回以上 (介護保険・総合事業・障害・自費)

【重点事項】

1. 利用者のニーズに応えるため、効果的なサービスの提供に努める。
 - 利用者のニーズの把握を目的とするアンケート調査を実施し、その結果を訪問介護サービスへ活かしていく。
2. 居宅介護計画・介護予防サービス支援計画に基づく訪問介護計画書を策定し、自立支援に繋がる支援内容を検討しサービスを提供する。また、的確な評価と課題分析をおこなっていく。
 - 訪問時には、利用者やその家族の心身状態の観察や把握にも心を配り、利用者ので

きる部分が増えるように援助を展開する。

3. 職員の資質の向上

○年間計画に基づく内部研修や個別研修計画の立案と実施及び技術指導や感染予防対策訪問、災害時の対応を含む研修・会議を通じて職員の資質向上を図りサービスの改善・充実を目指す。

(研修や会議、部会では、感染予防対策に十分配慮し、リモートによる研修参加も検討する。)

○外部研修の情報を交換しあい各職員の自己啓発を図る。

○業務内容の充実と改善に努め、役割分担により効率よく業務を遂行していく。

4. リスクマネジメントの取り組み

○苦情等発生時の早期対応と適切な対処による解決を図る。また、苦情や要望を基に事例検討を行い、事故防止(感染予防を含む。)に努め、より良いサービスに繋がるよう職員全体で再発防止に努める。

○感染症の発生時(疑いを含む。)や、感染予防対策訪問が必要な事案は、速やかに管理者またはサービス提供責任者へ報告し、マニュアルに沿って訪問を行う。

○感染症グッズはいつでも使用できる様に、中身の点検をする…1回/月。また、予防衣等を各ヘルパーへ携帯させ、急な感染予防対策訪問に対応していく。

医務室

【目的】

看護業務が円滑に遂行され、看護資質が向上するよう努力し、他職種との連携を図りながら、情報の発信、利用者へ適切な援助を行うと共に、医務室会議を定期的実施し、情報交換や協議、学習会の機会を持ち、情報の共有・資質向上を図る。

【重点事項】

○日常の健康状態の観察を的確に行い、各職種間の連携を密にし、早期に適切な対応を行う。また、日常生活動作の維持向上のため、利用者の機能訓練の充実を図る。

○最新の感染症状況を確認し、感染症対策委員会が中心となり予防対策の徹底を図り、周知徹底していく。

○認知症、重度者、看取り等、対象者を考慮し個々の資質向上を図り、専門的知識を生かし、良質な看護を提供する。

○看護職員が個々のスキルアップを図るため、研修への参加や法人内での情報交換を行い知識や課題の共有化を進める。また、医務室会議(6月・10月・1月 最終水曜日予定)を開催し、連携強化に努める。

食事の充実

食事は利用者にとって楽しみであり、健やかな生活を送るための大切な役割を担っている。4月から給食委託会社の変更を予定しているため、委託会社や各事業所と連携し、給食業務を軌道に乗せるための新体制構築に努める。

【重点事項】

- 定期的に利用者の身体の状況、栄養状態等を把握し、個別必要栄養量を満たす食事を提供する。
- 嗜好調査、残食調査、検食等を実施し、その結果を献立に反映させる。
- 秋田の旬にこだわった郷土食、季節感あふれる行事食を提供し、利用者の満足度向上に努める。
- 災害時等の食事提供マニュアルの作成を進め、危機管理体制の強化を図る。

人材育成・研修

【目的】

法人の基本理念と職員行動指針に従い、職員がその職種やより良い職業人として成長できるよう、その職種やキャリアの応じた専門的知識・技術及び倫理観を深め、豊かな感性と判断力を培い、利用者中心の良質なサービスを提供できるよう資質の向上に努める。

【重点事項】

- 階層・職層に求められる内部研修を計画的に実施して、時代を担う職員の育成強化を目指すと共に、各事業所内研修、同事業所間の研修を計画的に実施していく。
- 職員の自己研鑽を含め、計画的な外部研修への参加及び実践発表支援による人材育成と事業への還元に努める。
- 研修の機会を通して、職員の身体・精神の健康維持についても学び、学習していく。